

令和2年(2020年)9月11日

各医療機関 管理者 様

越谷市保健所長

新型コロナウイルス感染症への対策に伴う応急仮設建築物等の建築
基準法上の取扱いについて (通知)

本市の保健衛生行政の推進につきましては、日頃より格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件について、埼玉県保健医療部医療整備課から令和2年8月20日付け事務連絡により通知がありましたのでお知らせします。

つきましては、以下の該当案件がございましたら、医療法に基づく手続きについては保健総務課まで御相談いただくとともに、建築基準法に基づく手続きについては建築住宅課まで御相談いただきますようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症に関連した厚生労働省からの通知につきましては、越谷市公式ホームページに随時掲載しておりますので、御確認をお願いいたします。

【概要】

新型コロナウイルス感染症への対策として、応急的に設置される医療施設等の取扱いについて

- ・新型コロナウイルス感染症への対策として、応急的に建築する発熱外来施設^(※1)については建築基準法(以下、「法」という。)第85条第2項^(※2)の「その他これらに類する公益上必要な用途に供する応急仮設建築物」、応急的に建築物の用途を変更して発熱外来施設^(※1)として使用するものは法第87条の3第2項^(※2)の「その他これらに類する公益上必要な用途に供する建築物」として、判断する。
- ・上記において、その建築工事又は用途の変更を完了した後3月を超えて当該建築物を存続又は使用しようとする場合においては、法第85条第3項又は法第87条の3第3項の規定により、その超えることとなる日より前に、特定行政庁の許可を受けなければならない。

※1 プレハブ等を設置し、発熱外来、PCR検査所、病室、倉庫等の用途として使用するもの。

※2 新型インフルエンザ等対策特別措置法に関する緊急事態宣言の有無に関わらない。

《参照》

越谷市公式ホームページ

「医療機関の皆様へ（新型コロナウイルス感染症関連）」

https://www.city.koshigaya.saitama.jp/kurashi_shisei/fukushi/hokenjo/kansensho/20200312131446156.html

担 当：保健総務課総務・医事担当

電 話：048-973-7530